

中央支部発研 6 第 3 号  
令和 6 年 1 1 月 吉 日

会 員 各 位

東京都社会保険労務士会  
中 央 支 部  
支 部 長 藤 原 伸 吾  
(公印省略)

## 中央支部 令和 6 年度第 3 回例会及び第 3 回研修会のお知らせ

立夏の候、会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、中央支部におきましては、第 3 回例会及び研修会を下記により開催致しますので、多くの会員の皆様にご参加いただきますようご案内申し上げます。

### 記

1. 開催日時 **令和 6 年 1 2 月 1 1 日 (水)** 午後 3 時 3 0 分～6 時 0 0 分
2. 会 場 中央区月島区民館 5 号室洋室  
(所在地：中央区月島 2 - 8 - 1 1)
3. 例 会 午後 3 時 3 0 分～4 時 0 0 分  
○東京会、中央統括支部、中央支部等に関する諸連絡  
○新規入会者の紹介  
○情報その他
4. 研 修 会 午後 4 時 0 0 分～6 時 0 0 分  
※質疑応答の時間を含みます。

テ ー マ：「労働法に詳しい弁護士が解説する！フリーランス新法まるわかり」  
～社労士業務・案件獲得に活かすコツも含めて～

講 師：弁護士 多田 猛 先生（弁護士法人 Proceed 代表弁護士）

概 要：今年 1 1 月にフリーランスとの取引を規制対象とする「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（通称：フリーランス保護新法）」が施行されます。近年フリーランスは増加傾向にあり、この新法施行により企業実務に対応が必要になると考えられます。そこで、法律の成立した背景、概要、法律にまつわる用語の定義をわかりやすく解説していただくとともに、法施行に伴い何が変わるのか、社労士が顧問先または自社においてどう対応していけばよいのかについて弁護士の視点からお話しいたします。

## 5. 講師プロフィール



多田 猛 (ただ たけし) 氏

弁護士法人 Proceed 代表弁護士 (第二東京弁護士会)

- ・一般社団法人 X-Legal 協会 代表理事
- ・雇用労働相談センター (東京圏・関西圏) 再受託者・アドバイザー

著書：最新 ハラスメント対策モデル文例集

－厚労省導入マニュアル対応－ (共著、新日本法規) 等

中小企業・ベンチャー企業の法務を中心とし、様々な企業法務案件を手がける。  
国家戦略特区事業 (厚生労働省と内閣府の共管) である「雇用労働相談センター」を福岡市・東京圏において立ち上げから参画 (現在は東京圏・関西圏のセンターアドバイザーとして運営に携わる)。  
自身も起業家として生成 AI×リーガルに関する事業を行う。

## 6. 注意事項

必ず下記申し込みフォームよりお申込み下さい。なお、誠に勝手ながら、締め切りは  
研修会：12月8日 (日)、懇親会：12月4日 (水) とさせていただきます。お間違え  
なきよう、お願い申し上げます。

- 申し込みフォーム：<https://forms.gle/3DAhUfN9smcPauKh8>

Ctrlキーを押しながら上記URL をクリックして「令和6年度  
第3回研修会の出欠確認」を開き、必要な項目を入力し、最  
下部の「送信」ボタンをクリックしてください。

- QRコード：



- 問い合わせ先 研修委員長 沖 利彦 (メール：[sr-psw@oki-office.com](mailto:sr-psw@oki-office.com))

以 上